



## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年4月3日付けで提起された、処分庁が[Redacted]付けで行った生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人の年金受給に伴う生活保護法第63条による費用返還決定処分について、その取消しを求めるというものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

自立更生のために使った費用を処分庁に文書で提出したが、自立更生費として返還額からの控除が認められたのが[Redacted]の交換費用だけであった。それ以外の費用の控除が認められなかったのはおかしい。



については、別冊問答集問13-5の答(2)-アからオのいずれにも該当せず、かつ、次官通知第8-3-(5)にある必要経費にも該当しないものであると判断した。

また、請求人は購入した物品が別冊問答集問13-5の(答)(2)-エにあたると主張しているようであるが、上記修理代以外には、世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものとして認められるものはない。これらは一般の保護世帯において、通常支給される保護費の中でやり繰りをするものであり、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認されるものではないとして適正に判断した。さらに、修理代以外の物品等の購入のためにあてられた額を返還額から控除しなくとも、請求人世帯の自立が著しく阻害されることはないと合理的に判断した。

よって、請求人が遡及して受給した [ ] 分から [ ] 分の [ ] 円のうち、 [ ] 修理費用 [ ] 円を控除し、 [ ] 円を法第63条による返還額として決定したものである。

### 第3 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、 [ ] から生活保護を受給していること。
- 2 請求人は、 [ ] に [ ] 分から [ ] までの [ ] 円を遡及して受給したこと。
- 3 処分庁は、 [ ] 付けで請求人に対し、 [ ] 円を返還決定額とする法第63条返還金決定（以下「前処分」という。）を行ったこと。
- 4 処分庁は、 [ ] 付けで前処分を取り消したこと。
- 5 請求人は、 [ ] 及び [ ] に、自立更生のための必要経費にかかる挙証資料を処分庁に提出したこと。  
挙証資料に記載された内容は大別すると以下のとおりである。

- (1) 物品等購入費 [ ]、 [ ]  
[ ]
- (2) 通院のための移送費 ( [ ] )

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

(5) その他 ([REDACTED])  
[REDACTED]

6 処分庁は、[REDACTED]にケース診断会議を実施していること。また、検討の結果、住宅維持費に該当する[REDACTED]円のみ自立更生費用として控除を認め、年金遡及分[REDACTED]円を法63条による返還金とすると決定したこと。

7 処分庁は、[REDACTED]付けで請求人に対し、[REDACTED]円を返還決定額とする本件処分を行ったこと。

8 [REDACTED]付けで本件審査請求が提起されたこと。

9 処分庁から[REDACTED]付けで弁明書が提出されたこと。

10 請求人から[REDACTED]に本件審査請求に係る追加資料が提出されたこと。

11 処分庁から[REDACTED]付けで弁明書が提出されたこと。

12 請求人から反論書の提出はなかったこと。

#### 第4 当庁の判断

1 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、」「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされており、資力がありながら保護を受けた場合には、後日、費用返還の義務があることが定められている。

2 法第63条の返還額の決定に当たっては、別冊問答集問13-5の(答)(2)で、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合」には、「次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされている。

「次の範囲」として、別冊問答集問13-5の(答)(2)イには、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。」と示されている。また、エには、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」と示されている。

3 年金等の収入を得るために必要な経費については、次官通知第8-3-(2)-ア-(イ)において、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされている。

また、別冊問答集問13-5の(答)(2)では、法第63条の返還額の決定に当たり、下記の(1)から(7)のいずれかに該当する費用については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるとされている。

- (1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費
- (2) 就労に伴う子の託児費
- (3) 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金
- (4) 住宅金融公庫の貸付金の償還金
- (5) 地方税等の公租公課
- (6) 健康保険の任意継続保険料
- (7) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

4 医療機関を受診する場合の移送費については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第4医療扶助基準において、移送に必要な最小限度の額を認定できると示されている。

5 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

請求人は、上記第1-2のとおり、請求人が自立更生費として返還額からの控除を求めた上記第3-5の内容のうち、(3) XXXXXXXXXX 以外の費用の控除が認められなかったのはおかしいと主張している。よって、処分庁が認めた控除の妥当性について検討する。

保護の実施機関は、上記第4-2及び第4-3のとおり保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に、要返還額から控除して返還額を決定することができる。この取扱いに基づき、処分庁は、

上記認定事実第3-6のとおり、ケース診断会議の結果、[REDACTED]を自立更生費として控除を認め、それ以外の費用については、自立更生費に該当せず、必要経費にもあたらないと決定している。

そこで、請求人が控除を求めた上記第3-5の内容のうち、(3) [REDACTED] [REDACTED]以外のものについて検討する。まず、(1) 物品等の購入費用、(4) [REDACTED] 及び(5) その他の費用については、処分庁は、上記第4-2及び第4-3のとおり示されている控除の取扱いに基づいて検討を行い、決定していると認められる。よって、処分庁の決定は、その裁量権を逸脱又は濫用しているとは認められない。

次に、(2) 通院のための移送費については、上記第4-4のとおり移送に必要な最小限度の額を支給することができるかとされている。上記第4-2のとおり、保護(変更)の申請があれば支給が認められる経費は、返還額からの控除が認められる。したがって、処分庁は、移送費の支給の可否について検討する必要性があった。しかし、処分庁から提出されたケース記録等にはその記載がなく、処分庁が移送費の支給の可否について検討したとは認められない。

よって、本件処分は、返還額から控除すべき額の検討が不十分なまま行われたと言わざるを得ず、取り消すべき理由が認められる。

## 6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には取り消すべき理由があると認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年 6月13日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

